

【閲覧用】

令和3(2021)年第11回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和3(2021)年11月10日(水)				
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール				
開会	午後2時	閉会	午後3時43分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第61号	農地法第3条の許可申請について		許可	7件
	議案第62号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	11件
	議案第63号	買受けに係る適格証明について		許可相当	1件
	議案第64号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	42件
	議案第65号	農業振興地域整備計画の変更について		決定	
	協議第8号	農地改良について		受理	1件
	協議第9号	次期農業委員・農地利用最適化推進委員選出区分等について		決定	
	報告第41号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	11件
	報告第42号	農地所有適格化法人の報告について		済	2件
	報告第43号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	17人	農地利用最適化 推進委員	12人	
欠席委員	農業委員		2人		
署名委員	17番	城石 隆生	19番	小山 光治	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘	
	主事補	野中 智仁			
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司				

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	×
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	×			

農地利用最適化推進委員出席状況（12名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	—	18	田中 直敏	○
4	肘井 郁秀	○	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	○	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	○
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	○
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第 61 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(28 番推進委員：中村委員) 10 月 23 日に [REDACTED] とお会いして、説明を受けました。 [REDACTED] は 30 年 前から [REDACTED] に住んでおられるそうです。そのために売買をお願いしたそう です。譲受人は、今会社組織で農業をやっておられますので、問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 61 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(4 番推進委員：肘井委員) ※担当地区の推進員が申請者のため 10 月中旬に説明を受けました。 [REDACTED] は、新規就農者の認定を受ける にあたり土地の所有権の移動の必要があるとのことでした。 [REDACTED] と [REDACTED] は、親子関係にあり、何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 61 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(4番推進委員：肘井委員) 10月末に譲受人の[]から説明を受けました。現地確認をしたところ、イノシシ・鹿の被害が多くあり、ここ数年放置状態でありました。 []と[]は合意されており、何ら問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第61号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積	[]
	[]	耕作者数	[]
譲渡人	[]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(4番推進委員：肘井委員) 現地確認をしましたが、問題ありませんでした。[]と[] []は合意されており、何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第61号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積	[]
	[]	耕作者数	[]
譲渡人	[]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	申請のあった農地は、譲渡人を含めた3名の共有所有となっており、各持分は3分の1となっております。今回の申請は、譲渡人1名の持分3分の1を譲受人へ所有権移転するものでございます。なお、議案書第5項の欄3行目地目、面積に記載しております農地面積は譲渡人の持分面積を記載しております。		
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員)		

	11月3日に申請人の[]より説明を受けました。11月6日に譲渡人の[]・譲受人の[]・地区担当の小山委員と私で現地を確認し、説明を受けました。申請地は銀杏が植えてありますが、今は収穫されていない状態となっております。今後譲受人の[]が銀杏を少しずつ栽培されるということを申されておりました。その後はどう管理されていくかの良いか考えていくとのことです。関係者の説明を受けましたが、何ら問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第61号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積	[]
	[]	耕作者数	[]
譲渡人	[]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(10番推進委員：平畑委員)</p> <p>先月10月末に譲受人である[]より電話があり、譲渡人である[]が所有している農地を譲受たいというお話がありました。譲渡人は[]に生まれておりますので、なかなか農地の管理ができないとのことで今回の申出になっております。地元[]生産組合も了承しているとのことで問題なし。</p>		
質疑・意見	<p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>備考欄に譲渡と記載されているが、売買や贈与など詳しく記載したほうがいいのではないでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>土地を売り買いする場合は売買ということにしておりまして、親から子に相続をされるときに相続という表記をしております。親戚の方から譲受けるというところに関して、そこに金品が発生しない場合は、譲渡という表記にさせていただいております。</p> <p>今後については、贈与という形で統一した表記にさせていただきたいと思っております。</p>		
審議結果	許可		

議案第61号第7項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積	[]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(8番推進委員：大村委員)</p> <p>10月23日に申請者より説明を受けました。現在小作を含めて■■■■以上耕作しているとのこと。現地を確認した申請地■■■■を加え、約■■■■となり、稲作をされていくとのこと。稲作をするための機械は持っており、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第62号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
譲渡人			
転用目的 施設の概要			
備考	売買		
造成	最大1.40m程度の盛土工。		
進入口	東側隣接道路から進入。		
土留め	東側で道路法面への投げ掛け、残りの周囲にL型擁壁を設置。		
被害防除	進入口を除いた周囲にフェンスを設置。		
雨水排水	U型側溝、溜樹を設置し、南側の隣接水路に放流。		
生活雑排水	東側隣接道路の既設下水管に放流。		
工事計画期間	令和3年12月10日から翌年10月31日まで		
水利同意	■■■■農区の同意あり。		
第5条第2項各号	<p>(資金) 金融機関からの融資にて対応。融資証明あり。</p> <p>(信用) 現在、違反転用事案なし。</p>		
補足説明	西側農地の排水経路確保のため、申請地西から北側にかけて、U型側溝及び溜樹を敷設。		

	東側隣接道路の法面埋め上げに伴い、北端に重力式擁壁及びガードレールを設置。
地区推進委員報告	(4番推進委員：肘井委員) ※担当地区の推進員が欠席のため地区担当推進委員が事情により欠席のため、代理で報告します。10月中旬に説明を受けました。計画の内容については、譲受人が経営する既存の[]が手狭になったため、近くにある農地を取得し、新しい[]を建設するとの内容でした。地元農区からの水利同意も得ており、事務務局の説明通りの施工であれば何ら問題なし。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[] [] []	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[] []		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 3棟 176.18㎡ カーポート 1棟 36.00㎡		
備考	売買 隣接宅地 []を含め、計画面積は []となる。		
造成	最大150cm程度の切土工。		
進入口	申請地内に幅6mの進入路を敷設。各分譲地へはこの通路から進入。		
土留め	北側及び西側において、重力式擁壁を設置。 東側において、空洞ブロックを設置。 進入路を除く南側において、コンクリートブロック積擁壁を設置。		
被害防除	東側、西側及び進入路を除く南側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、VS側溝及び集水樹を経由後、南側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年12月20日から令和5年8月31日まで		
水利同意	[]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12番推進委員：岡松委員)		

	10月21日に譲受人の[]より詳細資料に基づき説明を受けました。記載の通り面積は隣接地を含め []m ² で、住宅3棟とカーポートが1棟とのことです。周辺地域については、本申請地以外はすでに住宅地となっている状況でございます。地元生産組合長の同意も得ておりますので、計画通りの施工であれば問題なし。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[]		
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、盛土・切土工なし。		
進入口	北側隣接道路から進入。		
土留め	現況のまま。(盛土・切土工がないため)		
被害防除	周囲にフェンスを設置。		
雨水排水	地盤浸透及び隣接水路への流下。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和3年12月15日から翌年2月28日まで		
水利同意	[]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地付近は、大雨時に浸水が想定されるため、付属機器及びケーブル類の水没を防止するため、整地レベルから1.00m以上の地上高に設置する。水路に接する2箇所には雑草繁茂防止の防草シートを設置。残りの場内は譲受人が雑草管理を行う。		
地区推進委員報告	(3番推進委員：池永委員) 今年の5月の連休明けに行政書士のみつばグループのスタッフから話があり、地元生産組合で話し合いました。申請地は大雨の時、遠賀川の水位が上がり水門を閉めた時に、農区では内水排水ポンプがないため、水没の危険があるのではという意見がありました。その後、9月28日に行政書士の		

	みつばグループのスタッフより連絡があり、申請地で話し合い、農区では8月13日の大雨の時、水門を閉めてから開けるまでに12時間の間内水の水位が水門の近くの農道でも水位は1m以上まで上がり、上流申請地の地点で、農道は10cmほど水をかぶり、申請地の田んぼでは20~25cmの水深がありましたとスタッフの方に説明すると、ホースを設置することを考えますと言われ、それから10月22日行政書士の代表者の田邊氏が来られ、農業委員へ提出する書類ができたとの報告があり、申請地に設置する電気機器及びケーブルを1m以上の高さに設置することのことでした。地元農区の承諾もあり、計画通りに設置されればよいかと思えます。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
借主	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 110.34㎡ 建ぺい率 40.86%		
備考	売買		
造成	最大110cm程度の盛土工。		
進入口	北側市道より幅10mの進入口を敷設。		
土留め	新設コンクリートブロック擁壁を西側、南側、東側に設置。		
被害防除	進入路を除く全方位に高さ100cmのフェンスを設置。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下、または申請地内に側溝、溜柵を敷設し南側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し南側水路へ放流。		
工事計画期間	令和3年12月5日から令和4年6月15日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(27番推進委員：嶋田委員) 10月末に永末氏より電話があり、現地を確認しました。申請通り行われれば、地元農区からも同意を得ているとのことでしたので、何ら問題なし。		

現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、盛土・切土工なし。		
進入口	北東側にスロープを設置し、隣接道路から進入。		
土留め	現況のまま。(盛土・切土工がないため)		
被害防除	周囲にフェンスを設置。		
雨水排水	地盤浸透及び南西側に新設する溜樹で集水し隣接水路へ放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和4年2月1日から同年4月10日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 先月の12日に業者の方と現地で説明を受けました。地元農区の同意もあるため、事務局の説明通り施工されれば問題なし。		
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第62号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 103.09㎡ 建ぺい率44.05%		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	東側市道からの進入。		
土留め	北側において、隣接地へ投げ掛け。 西側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 東側において、市道に擦り付け。		
被害防除	西側及び南側において、高さ60cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜罅を敷設し、東側側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年12月15日から令和4年5月20日まで		
水利同意	[Redacted]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 先月25日に [Redacted] の代理の [Redacted] に説明を受けました。転用目的は一般住宅となっております。本件に関しまして、 [Redacted] 生産組合の水利同意も取れておりますので、何ら問題なし。		
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第62号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
借主	[Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
貸主	[Redacted]		

転用目的 施設の概要	進入路
備考	売買 隣接山林 [] を含め、計画面積は [] となる。
造成	最大 70 c m 程度の盛土工。
進入口	西側隣接道路から進入。
土留め	北側隣接宅地で既存擁壁に投げ掛け、西側では道路に擦り付けを行い、南側でコンクリートブロック擁壁を新設。
被害防除	なし。
雨水排水	南側に蓋付 U 型側溝を設置、西側の既設道路側溝に放流。
生活雑排水	なし。(但し、申請地と一体造成される東側敷地に建築される一般住宅では、合併処理浄化槽を設置予定。)
工事計画期間	令和 3 年 12 月 10 日から翌年 4 月 10 日まで
水利同意	[] 農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	申請地東側に位置する地目が山林である土地に、一般住宅を建築する計画である。
地区推進委員報告	(19 番農業委員：小山委員) ※担当地区の推進員が利害関係者のため地区担当推進委員が利害関係者となるため、代理で説明します。10 月 22 日に []、[] より現地で説明を受けました。この案件は次の 9 項の案件の隣接地でもありますので、地図等で確認していただきたいと思います。写真の奥の大きな木が立っているところに住宅用地を整備するため、その 7 項は進入路としての用地確保でございます。地籍図等で確認しましたが、農区の同意もあり、計画通り進められれば問題なし。
現地調査報告	10 月 26 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 62 号第 8 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[] []	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[] []		
転用目的	資材置場		

施設の概要	
備考	売買 平成30年度5月15日付飯塚市告示第130号にて農振農用地除外済み。
造成	現況を均し、表面は10cm程度の露天砂利敷。
進入口	申請地東側市道より進入口を設置。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	申請地東側に素掘り側溝を敷設し、溜樹を經由し既存水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和4年2月1日から令和4年4月30日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(18番推進委員：田中委員) 10月25日に譲渡人の■■■■より連絡があり、現地確認をしました。その後、10月27日に私と高野委員と現地に行き、■■■■及び譲受人の■■■■の説明を受けました。■■■■の現在の住所は■■■■となっておりますが、12月頃には■■■■に戻ってかれるとのことで、建築業をされております。資材置場として使いたいとのことで説明がありました。土砂等の持ち込みもなく、現状の草を刈り、10cm程度の砂利を敷いて資材置場にするとの説明でした。地元の生産組合の同意も得ておりますので、計画通りであれば問題なし。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号第9項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■ ■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■ ■■■■	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	建売住宅 居宅 3棟 266.63㎡		
備考	売買 隣接山林 ■■■■㎡を含め、計画面積は ■■■■㎡となる。		

造成	最大 1.50m 程度の盛土工。
進入口	西側隣接道路から進入。
土留め	東側で L 型擁壁及びコンクリートブロック壁を設置。北側では隣接地の土留壁に投げ掛けし、残りの周囲は道路のレベルに擦り付け。
被害防除	なし
雨水排水	雨水枡を設置し、西側の既存道路側溝に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設、処理水は西側の既存道路側溝に放流。
工事計画期間	令和 3 年 12 月 10 日から翌年 12 月 10 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(19 番農業委員：小山委員) ※担当地区の推進員が利害関係者のため申請代理人の と譲受人の より現地にて説明を受けました。建売住宅 3 棟を建設する計画となっております。地籍図・測量図等も確認しました。計画通りの施工であれば、問題なし。
現地調査報告	10 月 26 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 62 号第 10 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	進入路		
備考	売買 隣接宅地 [REDACTED] m ² を含め、計画面積は [REDACTED] m ² となる。		
造成	現況を均す程度。		
進入口	東側市道より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	主に自然浸透。		
生活雑排水	なし		

工事計画期間	令和3年12月25日から令和4年6月30日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 先月25日にの代理のに説明を受けました。転用目的は、宅地への進入路となっております。本件に関しまして、生産組合の同意もあり、何ら問題なし。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	(7番農業委員：高野委員) 県に確認したとの説明があったが、県のどの部署に確認したものか。 (事務局) 飯塚農林事務所農山村振興課となります。
審議結果	許可相当

議案第62号第11項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、盛土・切土工なし。		
進入口	北側隣接道路から進入。		
土留め	現況のまま。(盛土・切土工がないため)		
被害防除	なし(南東側に隣接農地が存在するが、農地側に害獣防護フェンス及びネットを設置済み。)		
雨水排水	地盤浸透及び南西側の一部でU型側溝を新設。南側隣接宅地の既存U型側溝を經由し、東側道路側溝に放流。(隣接宅地の既存U型側溝への放流同意あり。)		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和4年1月1日から同年5月31日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(8 番推進委員：大村委員) 10 月 18 日に西田行政書士事務所の山口氏より図面を預かり説明を受けました。資材置場への計画とのことで、現地を確認しましたが、後ろは山林で南東側に農地が少しあり、近くに住宅があり、他に農地はなく、影響はないと思います。また、地元の水利関係も同意があるため、問題なし。
現地調査報告	10 月 26 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 63 号第 1 項 買受けに係る適格証明について

土地の所在地 地目、面積	菰田字高島 652 学校敷地 1,521 m ² 外 計 4 筆 4,481 m ²		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	福岡県		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	公売 現況は農地である。		
造成	最大 35 c m 程度の盛土工。		
進入口	西側隣接道路に接する全幅から進入。		
土留め	北側で隣接宅地の既存擁壁に、西側で道路法面への投げ掛けを実施。残りの周囲にコンクリートブロック壁を設置。		
被害防除	東及び南側の新設コンクリートブロック壁にフェンスを設置。		
雨水排水	地盤浸透及び北東及び南東側の溜樹にて集水、隣接水路に放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和 4 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで		
水利同意	■■■■ 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	旧嘉穂中央高等学校の実習田を福岡県が公売するもの。 本申請では、次の事務処理が行われる。 ①飯塚市農業委員会が総会での審査により、許可相当の意見を決定。意見書を作成の上、福岡県知事に送付する。 ②福岡県知事による審査においても、転用計画に不備なく、許可相当と判		

	<p>断した場合、公売参加に必要な「買受適格証明書」を申請人に交付。</p> <p>③申請人は、公売の入札に必要な書類と併せ、買受適格証明を福岡県に提出。</p> <p>④申請人が落札者となった場合、福岡県は落札を証する文書を交付。</p> <p>⑤申請人は、飯塚市農業委員会に落札を証する文書を提出。事務局は県に書類を送付。</p> <p>⑥福岡県は、農地法第5条許可書を申請人に交付。</p> <p>(事務局)</p> <p>補足となりますが、本件については近年初めて出てくる案件でございますので、買受適格証明の内容について説明をするように正副会長から指示がありましたので説明します。</p> <p>買受適格証明願は、裁判所による競売や行政機関が行う公売で農地を売却する場合、その競売や公売に参加しようとする人から提出されるものです。競売及び公売という手続きでは、一般的に入札制度を取り入れております。売却される財産が農地以外であれば、購入希望価格を記入した入札書を提出することになりますが、ご存じのとおり、農地の場合は所有者が任意に処分することができず、農地法の規定に基づく許可が必要となっております。</p> <p>このため、農地が競売や公売での処分対象財産である時は、通常とは少し違う手続きが必要となります。農地転用を目的とした本案件における今後の手続きについての概要を説明します。</p> <p>まずは、転用許可の見込みがあるかを農業委員会や県知事が予め審議しておき、支障がない案件については、県知事が申請人に買受適格証明書を交付します。申請人は、入札期間中に買受適格証明書と入札書をセットにして入札に参加することになります。</p> <p>次に、開札された結果、申請人が最高価買受人になった、つまり、落札者になった場合は、最高価買受人となった証明書を県の公売担当部署や裁判所が交付しますので、申請人は受領後、農業委員会に提出します。農業委員会は、既に当該案件を総会で審議していますので、転用許可相当の意見書を速やかに県知事に送付することができます。つまり、5条申請の審議をするにあたりわざわざ臨時総会を開く必要がないという状況でございます。</p> <p>但し、本案件では農地面積が3,000㎡を超えておりますので、県知事に意見書を送付する前に、福岡県農業会議が開催する常設審議委員会にて、本案件の転用計画が許可するに妥当であるかを審議してもらう必要がございます。</p> <p>農業委員会が送付した意見書を受け取った県知事は、転用計画などに何らの変更がない場合には、転用許可書を交付します。この転用許可書は、農業委員会を経由して申請人に渡すことになり、申請人は受け取った転用許可書を県の公売担当部署に提出し、売買契約の締結へと進むこととなります。</p> <p>以上が、競売及び公売における農地法での事務手続きの概要となります。</p>
<p>地区推進委員報告</p>	<p>(1番推進委員：宮本委員)</p> <p>先月の11日に白附測量設計事務所の白附氏より説明を受けました。雨水排</p>

	水及び被害防除措置も整備され、地元農区の承諾も受けており、説明通りの施工であれば何ら問題なし。
現地調査報告	10月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	<p>(4番農業委員：茅野委員) 適格証明書を出すということは、農業をしていないから取るのですかね。 (事務局) 一般的に競売・公売における買受適格証明は、今委員からご指摘がありましたが、農地転用を前提にした申請と農家が農地として耕作することを目的に3条申請をセットにした買受適格証明願もできることになっています。</p> <p>(4番農業委員：茅野委員) 適格証明が出れば、公売に入られる状態になりますね。これは現況が農地であるとなっていますが、公簿上はどうなっていますか。 (事務局) 本件土地においては、学校敷地となっておりますが、実際にはかつての嘉穂中央高等学校の実習田となっております。農地性は現在もあるという土地となっております。</p> <p>(4番農業委員：茅野委員) 登記の公簿上はどうなっていますか。 (事務局) 登記簿上は学校敷地となっております。</p> <p>(4番農業委員：茅野委員) これは農地としてみるとですか。登記の公簿上は学校敷地となっているのに、農地としてみるのですか。 (事務局) 現況がどうであれ、登記簿上が田・畑・採草放牧地であれば農地法の規制を受ける土地であります。また、もう1つの見方がございまして、現況的に仮に地目が宅地となっても、現実耕起されていた実態があり、農地性があるといった場合には農地法の規制を受ける土地であるため、農地転用許可又は3条許可を受ける必要があるという基準がございまして。</p> <p>(7番農業委員：高野委員) 競売にかかっているわけですか。 (事務局) 本件については、すでに公売にかかっています。ホームページでも公表されております。</p> <p>(7番農業委員：高野委員) 以前も嘉穂中央高校の土地について、私が農業委員になりたての時に6反程の土地を3条で購入した案件があったんですよ。5反以上なので、農家資格があつて問題はないですよ。結局次の年には4条申請で資材置場への転用申請が出て、今現在は6反あった内の手前の1反くらいは住宅が建</p>

ってますね。あとは、結局きれいに整備してある。その時も競売物件だったんですよ。今度も競売物件であがってきているんですよ。同じ人間と言ったらあれですけど。ちょっと腑に落ちない部分があるんですよ。はっきり言って。その適格許可書自体もはっきり意味が呑み込めないところがあるから、もう少し深く説明ができるんなら、今の説明を聞いた限りでは、競売者が何人もいて、競売になったのか。そここのところも説明ができるなら。県が競売で出している物件ですよ。結局申請人でなくても買おうと思えば買えるんですよ。

(事務局)

最後の部分の質問については、先ほど申しました通り3条の場合は農家資格があるか否かと。転用の場合は、転用基準に照らし合わせて、周辺の農地等に影響がないかどうかということになっています。今回は申請人の方は、あくまでも資材置場として転用させてくれと、その中で今回の4反5畝位の農地を取得して、資材置場にすると。その部分での申請となっております。

本件でいきますと、この第1項しか上がっていないため、この公売物件については、今月の部分でいくとこれしか申請がなかったと。他者の申請はなかったという状況であります。なので、競争相手はいないという状況ですね。

あと、買受適格証明は何なのかもう一度説明をという事ですけども、通常でいくと先ほども説明をさせていただきましたが、入札になっておりますので、入札書を入れ込んで、県の方も本件土地については、最低価格を設定しております。県のホームページにも掲載されておりますので。それをイーブンか1円でも上回れば、落札する可能性があるという状況でございます。適格証明が何かといった際に入札する際に農地がこの公売・競売にかかっている場合は、農地法の所定の手続きをとらなくてはいけないということになっておりまして、要はこういう手続きを経ずに入札をかけて落札した。しかし、いざ落札者となって最高価買受人となって農業委員会や県に転用します、農地として取得しますとなっても、基準を満たさずにそういった許可が下りる見込みがないという事になったら、一旦入札して落札者になった人の地位がだめになります。つまり、要は落札者が決定した後も、売却のための契約に入るんですけども、その際に許可の見込みがなければ、そもそも入札した手間も意味をなさなくなるので、事前に農地の場合は、農地法の3条ないしは5条の許可の出る見込みがあるかどうかという事を審査する必要があるという状況です。その中で先ほどもちょっと触れましたが、計画図面が今出ている部分と実際に落札者になっていざ売買契約を結ぶ時の計画図面は変わるとかということになれば、当然許可相当の意見は出ない。つまり、県知事が許可書を出す可能性は著しく低下するというような状況になっております。

(7番農業委員：高野委員)

今計画申請がでとるやないですか。結局資材置場にしておいて、将来的に5年後、

	<p>3年後に分譲地に変わったりする場合はどうなるんですか。 (事務局)</p> <p>非常に難しい問題ですが、公売・競売物件に関わらず、通常の農地転用申請でも同じだと思います。つまり、転用許可を取った際に、例えば資材置場にしますと。そして転用許可を取って、通常でいきますと、その許可図面通りに造成や被害防除措置をとっていただいて、そして完成しました。一般的には住宅・店舗になれば、許可図面通りの施工が確認できれば、現況証明書ということで、地目を農地以外に変える証明行為に進みます。資材置場・駐車場等については、工事完了後に工事完了届を提出していただき、許可図面通りの施工が確認できれば、1年間は地目変更をしませんので、資材置場・駐車場として使ってくださいと。その後に現況証明書、つまり田・畑から宅地等に変える証明願いを1年後に出していただいて、地目を変えると。農地転用の行政事務で規制をかけられるのはここまでです。地目が変わってしまえば、現況も農地性を失い、地目が変わった以上は農地法が規制する土地ではないので、その後、例えば資材置場だったところにアパートが建ったとか分譲地になったということでも残念ながらストップをかけるすべはありません。</p> <p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>なかなか難しいとこですね。実際、何年か前に3条で出てきたですもんね。次の年に4条が出てきた。そして現況が終わった何年か後は、更地になってしまって、分譲地・住宅地になってしまった。明らかに目に見えたやり方だなと自分が思っただけで、実際にどうなるかは分かりませんが。</p>
審議結果	許可相当

議案第64号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		122,165.66 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		122,165.66 m ²	
作物別 設定面積	水稲	(3年以下)	72,588.58 m ²	23件
		(6年以下)	22,255.08 m ²	8件
		(10年以下)	16,821.00 m ²	5件
		計	111,664.66 m ²	36件
	麦	(3年以下)	7,969.00 m ²	3件
		計	7,969.00 m ²	3件
	野菜	(6年以下)	728.00 m ²	1件
		(10年以下)	1,804.00 m ²	2件
		計	2,532.00 m ²	3件
	計	(3年以下)	80,557.58 m ²	26件
(6年以下)		22,983.08 m ²	9件	

		(10年以下)	18,625.00 m ²	7件
		計	122,165.66 m ²	42件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第65号第1項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■
申請理由	共同住宅建設
参考事項	南側を市道、東側を農用地、それ以外を宅地に接しており、周辺地の宅地化が進んでいる農用地であることから、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和3年10月18日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第65号第2項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■
申請理由	建売住宅建設
参考事項	南側を市道、西側を農用地に接しているが、北側と東側を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和3年10月18日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第65号第3項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■
申請理由	建売住宅建設
参考事項	周辺を住宅及び市道に囲まれた農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和3年10月18日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

協議第8号第1項 農地改良について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■
申請人	■■■■■ ■■■■■
変更理由	耕作効率向上のため
備考	(工法) 切土最大 20cm (24 m ²) (工期) 令和3年11月20日～令和3年11月30日
補足説明	申請農地は、以前農地改良の事前着工案件として総会にて報告があったもの。始末書提出、原状回復が完了しており、事務局並びに地区担当委員にて確認済み。令和3年9月26日に申請者■■■■■氏より作付け、刈り取り完了の申し出があったため事務局の現地確認も完了。 今回は改めて畦畔撤去についての農地改良届が出されたため協議事項として審議。
地区推進委員報告	(27番推進委員：嶋田委員) 10月末に■■■■■はなく■■■■■より説明を受けました。現場を確認しましたが、効率の良い農地にしたいということで畦畔を撤去させてくださいという事で申出がっております。生産組合も了承をいただいているとのことでした。
質疑・意見	なし
審議結果	受理

協議第9号 次期農業委員・農地利用最適化推進委員選出区分等について

項目	協議内容(案)
1 農業委員について	(1)規定及び内規について

	<ul style="list-style-type: none"> ・規定及び規定第2条第1項に関連する内規については、現行通りとする。 <p>(2) 地区選出枠、団体選出枠、その他一般公募枠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の枠は、法令上19名以内となり、現行通り19名とする。 ・地区推薦10名、団体推薦5名、一般公募4名とする。
2 農地利用最適化推進委員について	<p>(1) 規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定については、現行通りとする。ただし、筑穂地区の大分を3名から2名に、内野を2名から3名に改正。 <p>(2) 地区選出枠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の枠は、法令上30名以内となり、現行通り30地区、30名とする。
3 その他について	<p>(1) 公募期間及びスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月7日(火)～令和4年1月7日(金) 32日間 <p>(2) 広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報12月号、市ホームページに募集・推薦についてを掲載及び市役所本庁・各支所、関係機関(福岡嘉穂農業協同組合、福岡県農業共済組合筑穂支所等)へ募集・推薦要項を配布 <p>(3) 生産組合等への説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農区(飯塚)、生産組合(穂波・筑穂・庄内)、自治会(筑穂)、農事区(頼田)に説明 <p>(4) 女性・青年(50歳未満)委員の登用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定枠は設けないが、地区や団体等に積極的な登用をお願いする。
補足説明	なし
質疑・意見	<p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>選考委員会に自分も参加して、この前も意見を言わせていただきましたけれども、大分地区の3名の枠が2名になるんですね。農地パトロールをするときに今は5名でしておりますが、来年度は農業委員を含めて3名になるんですね。農業委員が1名、推進委員が2名の計3名で、特に自分たちが住んでいる内住地区は農地パトロールはかなり負担がありますよ。どうかしてくれんですかということでこの前も会議で言ったと思いますけれども、それは結局筑穂で話し合いをしてくれという事で回答はいただきましたけれども。この通り現状のまま筑穂の中で話し合いをするものか、しないものか。</p> <p>(事務局)</p> <p>選考委員会の時も質問をいただきまして、その時に回答致しました通りですね、現在は大分地区が3名、内野地区が2名となっていて、この前時期はその逆ということで、やっていただいているところがあってですね、地区でこういう風にしようとい</p>

	<p>う取り決めの下にやっていただいているところがあると思いますので、これを固定にするのかなどというところは地元の方で話していただいて決定していただきたいと思っておりますので、回答に変えさせていただきたいと思えます。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>先ほどの高野委員が心配されておるのが、農業委員の数も減る恐れがあると、今のところは2名大分地区の方から出てあるんですが、その次の期間になると地区割では1名が大分地区から出ると思いますが、推薦とか応募の関係で、もし大分の方から地区割の1名以外に他の委員が出られんやった場合、農業委員が1名になり、推進委員も2名で計3名でやらんといけんくなるということだと思いますので、そこらへんが調整ができるのであれば、そういうことも考慮されて農業委員の選考を考えていただきたいということだろうと思えますので、付け加えさせていただきます。</p> <p>(議長)</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>～暫時休憩～</p> <p>(議長)</p> <p>総会を再開します。他に質疑はございませんか。 ないようですので、本件については提案通り可決します。</p>
審議結果	決定

報告第41号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年9月24日
備考	貸貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年11月30日
結果	済		

報告第41号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月9日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年8月9日
結果	済		

報告第41号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月9日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年8月9日
結果	済		

報告第41号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年9月30日
備考	貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第41号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年9月30日
備考	貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第41号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年9月30日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第41号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年9月30日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第41号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月15日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第41号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月17日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第41号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第41号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年10月22日
結果	済		

報告第42号1項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[Redacted]
主たる事務所の所在地	[Redacted]
代表者の氏名	[Redacted]
代表者の住所	[Redacted]
法人が所有し、又は所有権 以外の使用及び収益する 権利を有している農地	[Redacted]
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦、飼料用米 関連事業等名：農作業委託、加工販売
構成員数	[Redacted]
業務執行役員数	[Redacted]

要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 42 号 2 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：水稻、麦 関連事業等名：農作業受託
構成員数	[REDACTED]
業務執行役員数	[REDACTED]
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 43 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

(議長)

10月の総会で福澤委員から申出があったことにつきまして、関係者に聞き取り調査を致しましたので、報告します。

(事務局)

前回10月の総会協議終了後のその他の中で福澤委員からの発言について、10月22日に

福澤委員から内容を聴取させて頂きました。その件につきまして、事務局より報告させていただきます。

1点目は、「会長が農区長を兼務しているのは違法か」という件でございます。

この件につきましては、前回10月の総会及び以前の会議におきましても事務局から人事課に確認したところ「絶対に兼務してはならないことはない。」という見解を示させて頂いており、福澤委員もご理解を頂いております。

福澤委員は、以前の深町委員の発言で「人事課に確認したところ、兼任はダメ」と発言されたということでございましたので、事務局の回答と深町委員の発言に違いがあるということでおっしゃっておりました。

それに対しまして、深町委員に内容を確認したところ、当時の事務局長が人事課に確認したところ、「絶対にダメということではないが、自分たちが申請して自分たちで審議するのはいかがなものか」という話があり、自ら生産組合長を辞職したということ。

2点目は、令和3年1月21日の全体会議の中で深町委員が「ある人が農協に便宜を図ったので私（福澤委員）の農地の前を拡幅してもらった」という発言があり、大変名誉を傷つけられたので、その方とお話しさせていただきたいので、その方を教えてほしい。この件につきましては、「ある人」とはどなたなのか、また、深町委員の発言に対し深町委員はどのように考えているのかを聞きたいという事でしたので、この件についても確認させていただきます。

深町委員の方からは、このような発言があったという考えであったと。この件については、その方との人間関係もあるので、名前についてはお伝え出来ないとのことでありました。先日の福澤委員のお話を聞いた中、また深町委員にお話を聞いた内容について以上、報告をさせていただきます。

（議長）

という事で深町委員が言われたことで、名誉を傷つけられたという事を福澤委員は言われておりますけれども、これは農業委員会総会で取り扱うべき問題ではないのではなかろうかと私は思います。個人の誰が言ったとかそうではなかったということは農業委員会でも審議すべきことではないのではなかろうかと私は思うんですね。農業委員会の所掌事務というのがあるんですね。どのようなことを審議するかという事で、農業委員会の法律の中で、農業委員会等に関する法律第6条の中にはですね、農業委員会が取り扱うべきものとして10項目くらい項目があるとですよ。その中に名誉を傷つけられたのでどうかしてくれとかいう個人の問題をですね、ここで取り扱うべきではなかろうと私は思います。どうですかね、皆さん。それとですね、福澤委員は名誉を傷つけられたのでですね、名誉を回復したいというのが最終的な目的とのことでした。

（1番農業委員：福澤委員）

先ほど質問に対して回答がありましたが、私としては誠意ある回答ではないと思っております。そこで今回も何点が質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、1点目は10月15日に農区の農業委員会等の選考委員会が開かれております。この中で、穂波の茅野氏、そして深町氏が選考委員になっておられることに対して私としては異議がございます。1つは、前回の総会で各地区から選考してくれということで、飯塚地区については皆さんが集まって、お話を致しております。その時に小山氏が中心となっ

て進められたわけですが、とにかく福澤氏については、認定農業者からの推薦でありますので、これは決定ですね。そして会長はオブザーバーで出席されるということですから、小山氏と伏原氏のどちらかが選考されるべきではなかろうかという事で、小山氏の方からぜひ伏原氏に出ていただきたいという事で何も問題なくスムーズに選考がされております。

他の地区を見ましても、認定農業者から推薦された方が全部選考されております。それなのに、穂波については、私としては当然城石氏が選考されるものと考えておりました。しかしながら、茅野氏、深町氏が選考されております。これについては私は納得いきません。それというのも、この方々は前回選考されるときに、ここにあります穂波支所から発行されました公文書の問題がございます。その時には、深町氏は職員が勝手にやったことだという答弁されましたが、後日私が直接係長に話にいった際には、そのような話は全くないということがございます。その後、大げさになっては色々問題があるという事で、他の委員さんからも何とか穏便にということに収めたわけですが、そのときには総会ではなく、検討会において、深町氏も色々と迷惑をかけたという事でお詫びをされておりました。その場は収めておりましたが、今回またお二人が選考されるということが大変問題があると思います。それとまた理由書の問題もいまだに全体会議を開くことなく、隠蔽されたような形で終わりつつあります。このようなことをされるなら、私は色んな資料を用意しておりますので、ここではいくらお話をしても取り上げていただけないと思いますので、議会の方に話をして私の話を聞いていただきたい。そして必要があれば、法的処置も取っていききたいと考えております。

(議長)

この前あなたが質問されたことが、2つあったやないですか。水利権者を農業委員が兼務していいかということと深町委員がこういったことをあの人から聞いたとかいうことあの人を教えてくださいとかですね。全然関係ないことをあなたは質問されておりますけれども、そういうことは総会でする案件ではないですよ。この前あなたは個人的に深町委員、最終的にはあなたの名誉を回復したいという事ですけども、名誉を回復したいという事は農業委員会の案件ではないですよ。皆さんどう思いますか。皆さん賛成という方が多いですよ。だからこの問題は農業委員会の総会の中では取り上げません。いいですか。

(1番農業委員：福澤委員)

はい、分かりました。

(議長)

今後この問題は農業委員会の所掌事務の中にはないんですよ。誰がこげん言ったとかあげん言ったとかですね。そういうことで今後これについては審議の対象といたしませんので、よろしく願います。